

条文新旧対照表

新			旧		
第1条から第22条まで (略) 別表第1 (第4条の3、第5条の2関係) (略)			第1条から第22条まで (略) 別表第1 (第4条の3、第5条の2関係) (略)		
別表第2 (第9条関係)			別表第2 (第9条関係)		
1 (略)			1 (略)		
2 法第6条第1項又は第3項の規定による都市公園の占用の許可を受けた場合			2 法第6条第1項又は第3項の規定による都市公園の占用の許可を受けた場合		
区分		単位	区分		単位
電柱、電話柱、支柱、支線		1年1本	電柱、電話柱、支柱、支線		1年1本
共架電線その他上空に設ける線類		1年1メートル	共架電線その他上空に設ける線類		1年1メートル
地下に設ける電線その他の線類		1年1メートル	地下に設ける電線その他の線類		1年1メートル
変圧塔		1年1基	変圧塔		1年1基
送電塔		1年1平方メートル	送電塔		1年1平方メートル
水道管、下水道管、ガス管その他これらに類するもの	外径が0.4メートル未満のもの	管類の長さ1年1メートル	水道管、下水道管、ガス管その他これらに類するもの	外径が0.4メートル未満のもの	管類の長さ1年1メートル
	外径が0.4メートル以上1メートル未満のもの			外径が0.4メートル以上1メートル未満のもの	
	外径が1メートル以上のもの			外径が1メートル以上のもの	
郵便差出箱及び信書便差出箱		1年1個	郵便差出箱及び信書便差出箱		1年1個
公衆電話所		1年1個	公衆電話所		1年1個
競技会、展示会、博覧会その他これらに類する催しのため設けられる仮設工作物		1日1平方メートル	競技会、展示会、博覧会その他これらに類する催しのため設けられる仮設工作物		1日1平方メートル

新			旧		
標識	1年1本	810円	標識	1年1本	730円
工事中板囲い、足場、詰所その他の工事中施設	1月1平方メートル	180円	工事中板囲い、足場、詰所その他の工事中施設	1月1平方メートル	190円
土石、竹木、瓦その他の工事中材料の置場	1月1平方メートル	180円	土石、竹木、瓦その他の工事中材料の置場	1月1平方メートル	190円
備考 (略) 3から6まで (略)			備考 (略) 3から6まで (略)		
<p>附 則</p> <p>1 <u>この条例は、令和5年4月1日から施行する。</u></p> <p>2 <u>この条例の施行の際現に改正前の福島県都市公園条例第9条第1項の規定により納入すべきであった使用料については、なお従前の例による。</u></p>					